第二条　職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 別表第１　行政職給料表（第３条関係） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |  | | ３級 | 給料月額 | （略） | （略） | 円  268,600 | | ２級 | 給料月額 | （略） | （略） | 円  244,900 | | １級 | 給料月額 | （略） | （略） | 円  215,800 | | 職務の級 | 号　給 | （略） |  | |  | |  |  |  |  | |  | | 職員の | 区　分 | （略） | 定年前再任用短時間勤務職員 | | 備考　（略） | |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 別表第３　医療職給料表（第３条関係）  　イ　（略） |  | | | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | ロ　医療職給料表（二） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |  | | ３級 | 給料月額 | （略） | （略） | 円  276,300 | | ２級 | 給料月額 | （略） | （略） | 円  248,600 | | １級 | 給料月額 | （略） | （略） | 円  216,000 | | 職務の級 | 号　給 | （略） |  | |  | |  |  |  |  | |  | | 職員の | 区　分 | （略） | 定年前再任用短時間勤務職員 | | 備考　（略） | |  |  |  |  | |  | |  |  | | ハ　（略） |  | | | | | | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 別表第５ 公安職給料表（第３条関係） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |  | | ４級 | 給料月額 | （略） | （略） | 円  294,100 | | ３級 | 給料月額 | （略） | （略） | 円  277,400 | | ２級 | 給料月額 | （略） | （略） | 円  264,700 | | １級 | 給料月額 | （略） | （略） | 円  252,300 | | 職務の級 | 号　給 | （略） |  | |  | |  |  |  |  | |  | | 職員の | 区　分 | （略） | 定年前再任用短時間勤務職員 | | 備考　（略） | |  |  | | |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 別表第１　行政職給料表（第３条関係） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |  | | ３級 | 給料月額 | （略） | （略） | 円  259,900 | | ２級 | 給料月額 | （略） | （略） | 円  237,200 | | １級 | 給料月額 | （略） | （略） | 円  215,800 | | 職務の級 | 号　給 | （略） |  | |  | |  |  |  |  | |  | | 職員の | 区　分 | （略） | 定年前再任用短時間勤務職員 | | 備考　（略） | |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 別表第３　医療職給料表（第３条関係）  　イ　（略） |  | | | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | ロ　医療職給料表（二） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |  | | ３級 | 給料月額 | （略） | （略） | 円  261,500 | | ２級 | 給料月額 | （略） | （略） | 円  247,800 | | １級 | 給料月額 | （略） | （略） | 円  216,000 | | 職務の級 | 号　給 | （略） |  | |  | |  |  |  |  | |  | | 職員の | 区　分 | （略） | 定年前再任用短時間勤務職員 | | 備考　（略） | |  |  |  |  | |  | |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | ハ　（略） |  | | | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 別表第５ 公安職給料表（第３条関係） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |  | | ４級 | 給料月額 | （略） | （略） | 円  293,700 | | ３級 | 給料月額 | （略） | （略） | 円  257,500 | | ２級 | 給料月額 | （略） | （略） | 円  253,100 | | １級 | 給料月額 | （略） | （略） | 円  242,000 | | 職務の級 | 号　給 | （略） |  | |  | |  |  |  |  | |  | | 職員の | 区　分 | （略） | 定年前再任用短時間勤務職員 | | 備考　（略） | |  |  | |
|  |  |

（職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正）

第三条　職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （勤勉手当）  第五条　（略）  ２　（略）  　一　（略）  　　イ　ロに掲げる職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百（特定管理職員にあつては、百分の百二十）を乗じて得た額の総額  　　ロ　指定職給料表適用職員　当該職員の勤勉手当基礎額に百分の百二・五を乗じて得た額の総額  　二　（略）  　　イ　ロに掲げる職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十七・五（特定管理職員にあつては、百分の五十七・五）を乗じて得た額の総額  　　ロ　指定職給料表適用職員　当該職員の勤勉手当基礎額に百分の五十五を乗じて得た額の総額  ３―６　（略） | （勤勉手当）  第五条　（略）  ２　（略）  　一　（略）  　　イ　ロに掲げる職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十五（特定管理職員にあつては、百分の百十五）を乗じて得た額の総額  　　ロ　指定職給料表適用職員　当該職員の勤勉手当基礎額に百分の百を乗じて得た額の総額  　二　（略）  　　イ　ロに掲げる職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五（特定管理職員にあつては、百分の五十五）を乗じて得た額の総額  　　ロ　指定職給料表適用職員　当該職員の勤勉手当基礎額に百分の五十二・五を乗じて得た額の総額  ３―６　（略） |
|  |  |

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第四条　一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （給与の特例）  第五条　（略）   |  |  | | --- | --- | | 給料月額 | 円  401,000  463,000  528,000  609,000  710,000  812,000 | | 号給 | １  ２  ３  ４  ５  ６ |   ２　（略）   |  |  | | --- | --- | | 給料月額 | 円  334,000  370,000  398,000 | | 号給 | １  ２  ３ |   ３―６　（略）  （給与条例等の適用除外等）  第六条　（略）  ２　（略）  ３　第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。 | （給与の特例）  第五条　（略）   |  |  | | --- | --- | | 給料月額 | 円  400,000  463,000  528,000  609,000  710,000  812,000 | | 号給 | １  ２  ３  ４  ５  ６ |   ２　（略）   |  |  | | --- | --- | | 給料月額 | 円  333,000  370,000  398,000 | | 号給 | １  ２  ３ |   ３―６　（略）  （給与条例等の適用除外等）  第六条　（略）  ２　（略）  ３　第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十二・五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。 |
|  |  |

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第五条　一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （特定任期付職員の給与の特例）  第七条　（略）   |  |  | | --- | --- | | 給料月額 | 円  382,000  428,000  482,000  546,000  622,000  726,000  852,000 | | 号給 | １  ２  ３  ４  ５  ６  ７ |   ２―５　（略）  第八条　（略）  ２　（略）  ３　特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第七条第一項に規定する給料表」とする。  ４　（略） | （特定任期付職員の給与の特例）  第七条　（略）   |  |  | | --- | --- | | 給料月額 | 円  381,000  428,000  482,000  546,000  622,000  726,000  852,000 | | 号給 | １  ２  ３  ４  ５  ６  ７ |   ２―５　（略）  第八条　（略）  ２　（略）  ３　特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十二・五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第七条第一項に規定する給料表」とする。  ４　（略） |
|  |  |

　　　附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

２　第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第一条改正後給与条例」という。）、第三条の規定による改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「新期末勤勉手当条例」という。）、第四条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「新任期付研究員条例」という。）及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「新任期付職員条例」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

（内払）

３　第一条改正後給与条例、新期末勤勉手当条例、新任期付研究員条例又は新任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「旧給与条例」という。）、第三条の規定による改正前の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例、第四条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて令和四年四月一日以後の分として支給された給与は、それぞれ第一条改正後給与条例、新期末勤勉手当条例、新任期付研究員条例又は新任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（特定の職員の給料月額に関する経過措置）

４　第一条改正後給与条例別表第一から別表第五までの規定による給料月額が旧給与条例附則第二十二項及び附則別表第一の規定による給料月額に達しないこととなる職員の給料月額については、旧給与条例附則第二十二項及び附則別表第一の規定は、なおその効力を有する。

（職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

５　大阪府職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和四年大阪府条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

　　第二条の表（職員の給与に関する条例附則の改正規定に係る部分に限る。）を次のように改める。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 附　則  １―21　（略）  22　当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（附則第二十四項及び附則第二十六項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第五条第一項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第二項、第三項及び第五項から第十二項までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。  23　前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。  　一　臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員  　二　職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和四年大阪府条例第五十七号）第一条の規定による改正前の定年条例第三条ただし書に規定する職員  　三　定年条例第九条第一項又は第二項の規定により法第二十八条の二第一項に規定する異動期間（定年条例第九条第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第六条に規定する職を占める職員  　四　定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（定年条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）  　五　定年条例第六条に規定する医師及び歯科医師である職員並びに同条各号列記以外の部分に規定する人事委員会規則で定める職を占める職員  　六　定年条例第七条ただし書に規定する人事委員会規則で定める職を占める職員  　七　前項の規定の適用を受けない職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員  24　法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第二十八項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第二十二項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第二十六項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第二十二項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。  25　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第五条第一項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第五条第一項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。  26　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第四号に掲げる公安職俸給表に定められる俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じた時はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第二十二項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。  27　附則第二十五項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第二十五項中「前項」とあるのは「附則第二十六項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。  28　異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第二十二項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第二十四項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第二十四項及び附則第二十五項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。  29　附則第二十四項、附則第二十六項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第二十二項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前五項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。  30　附則第二十四項、附則第二十六項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第十九条の二第二項、第二十六条の三第一項及び第二十八条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第二十四項、附則第二十六項、附則第二十八項又は附則第二十九項の規定による給料の額との合計額」とし、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第五項（同条例第五条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第二十四項、附則第二十六項、附則第二十八項又は附則第二十九項の規定による給料の額との合計額」とする。  31　附則第二十二項から前項までに定めるもののほか、附則第二十二項の規定による給料月額、附則第二十四項の規定による給料その他附則第二十二項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。  32―38　（略） | 附　則  １―21　（略）  22―28　（略） |
|  |  |

　　第三条の表（職員の退職手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第四号）附則第五十六項の次に七項を加える改正規定のうち附則第六十一項及び附則第六十二項に係る部分に限る。）を次のように改める。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 61　給与条例附則第二十二項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。  62　当分の間、第五条第一項の規定に該当する者（定数の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者で人事委員会規則で定めるもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者を除く。）に対する第五条の三、第五条の四及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第六十項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、同項第一号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、同項第二号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第五条の三の表及び第六条の三の表中「その者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第六十項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、附則第六十項第一号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、同項第二号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。）と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とする。 |  |
|  |  |

　　第九条の表（職員の分限に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第四十一号）附則第二項の次に一項を加える改正規定に係る部分に限る。）を次のように改める。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| ３　職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）附則第二十二項の規定の適用を受ける職員に対する第一条及び第九条第六項の規定の適用については、当分の間、第一条中「に伴う降給」とあるのは「に伴う降給及び職員の給与に関する条例附則第二十二項の規定による降給」と、第九条第六項中「に伴う降給」とあるのは「に伴う降給若しくは職員の給与に関する条例附則第二十二項の規定による降給」とする。 |  |
|  |  |

　　第十一条の表を次のように改める。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （期末手当）  第二条　（略）  ２　（略）  ３　地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」と、「額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては百分の六十二・五を乗じて得た額」とあるのは「額」とする。  ４―７　（略）  （勤勉手当）  第五条　（略）  ２　（略）  　一　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額  　　イ・ロ　（略）  　二　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十七・五（特定管理職員にあつては、百分の五十七・五）を乗じて得た額の総額                ３―６　（略） | （期末手当）  第二条　（略）  ２　（略）  ３　地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の六十二・五」とあるのは「百分の三十二・五」とする。  ４―７　（略）  （勤勉手当）  第五条　（略）  ２　（略）  　一　前項の職員のうち再任用職員以外の職員  　　　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額  　　イ・ロ　（略）  　二　前項の職員のうち再任用職員　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額      　　イ　ロに掲げる職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十七・五（特定管理職員にあつては、百分の五十七・五）を乗じて得た額の総額  　　ロ　指定職給料表適用職員　当該職員の勤勉手当基礎額に百分の五十五を乗じて得た額の総額  ３―６　（略） |
|  |  |

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （大阪府警察職員の分限に関する条例の一部改正）  第二十一条　（略）   |  | | --- | | （略） |   　附則第三項を次のように改める。  　（降任及び降給の手続の特例）  　３　職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）附則第二十二項の規定の適用を受ける職員に対する第四条第三項及び第五項の規定の適用については、当分の間、同条第三項中「に伴う降給」とあるのは「に伴う降給及び職員の給与に関する条例附則第二十二項の規定による降給」と、同条第五項中「に伴う降給」とあるのは「に伴う降給若しくは職員の給与に関する条例附則第二十二項の規定による降給」とする。  　　附則第四項から第六項までを削る。  　　　附　則  （職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）  第十一条　第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第二十二項から附則第三十一項までの規定は、改正法附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。 | （大阪府警察職員の分限に関する条例の一部改正）  第二十一条　（略）   |  | | --- | | （略） |   　　附則第三項を次のように改める。  　（降任及び降給の手続の特例）  　３　職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）附則第二十四項の規定の適用を受ける職員に対する第四条第三項及び第五項の規定の適用については、当分の間、同条第三項中「に伴う降給」とあるのは「に伴う降給及び職員の給与に関する条例附則第二十四項の規定による降給」と、同条第五項中「に伴う降給」とあるのは「に伴う降給若しくは職員の給与に関する条例附則第二十四項の規定による降給」とする。  　　附則第四項から第六項までを削る。  　　　附　則  （職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）  第十一条　第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第二十四項から附則第三十三項までの規定は、改正法附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。 |
|  |  |